

# 会 議 録

会議の名称	市民参加推進会議（平成16年度第2回）
事務局	企画財政部企画課企画調整係
開催日時	平成17年3月17日（木） 午後6時35分～8時08分
開催場所	801会議室（第二庁舎8階）
出席者	別紙のとおり
傍聴の可否	(可) ・ 一部不可 ・ 不可
傍聴者数	0人
傍聴不可等の理由等	
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開 会</li> <li>2 会議録の承認について                  前回会議録の承認                  市民参加推進会議の会議録公開について</li> <li>3 市民参加条例運用状況等について                  平成17年度に設置する審議会等について                  平成17年度に公募予定の審議会等について                  委員の兼任と任期について</li> <li>4 次回推進会議の日程について</li> </ol>
会議結果	別紙のとおり
発言内容・ 発言者名（主な 発言要旨）	別紙のとおり
提出資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 市民参加推進会議の会議録公開について</li> <li>2 平成17年度中において新たに設置予定の審議会等</li> <li>3 平成17年度中において公募委員の募集が予定されている審議会等</li> <li>4 委員兼任名簿（3附属機関以上）</li> <li>5 市民参加条例対象附属機関等委員の任期一覧</li> </ol>
その他	

平成16年度第2回小金井市市民参加推進会議

日 時 平成17年3月17日(木)午後6時35分～午後8時08分

場 所 小金井市役所801会議室

出席委員 10人

委員 長 室 井 敬 司 委員

副 委 員 長 水 谷 多加子 委員

井 村 穰 委員 木 村 雄 喜 委員

土 井 利 彦 委員 野 瀬 ふみ子 委員

大 賀 英 二 委員 増 田 章 夫 委員

尹 龍 澤 委員 吉 岡 伸 一 委員

欠席委員 2人

森 田 真 希 委員 白 石 隆 男 委員

事務局職員

企 画 課 長 伊 藤 茂 男

企 画 課 長 補 佐 兼 企 画 調 整 係 長 川 合 修

企 画 課 主 査 三 浦 真

企 画 課 企 画 調 整 係 主 事 高 橋 弘 樹

傍 聴 者 0人

(午後6時35分開会)

室井委員長 では、ただいまから、平成16年度第2回小金井市市民参加推進会議を開催いたします。

それでは、お手元にご案内があるかと思うのですが、お手元の会議次第に従いまして進行させていただきます。

では、初めに、会議録の承認について行います。まず、前回会議録の承認を行いますので、議事録の説明をお願いいたします。

企画課長 それでは説明いたします。前回平成17年1月27日に開催されました第1回の市民参加推進会議の会議録でございます。1月31日に業者にテープを渡しまして、初稿の納入があり、第1回の校正を行いました。そして第2稿の納入が2月17日にございました。その後、2月23日付けで全委員に第1回の校正後の原稿の写しを送付いたしました。それで、訂正等の申し出につきましては、3月2日までをお願いしたところ、申し出はございませんでした。したがって、本日は前回の推進会議の会議録につきましては、送付したとおりのご確認をいただきたいと思っております。

なお、確認をいただきました会議録、それから第1回の配付資料につきましては、市役所第

二庁舎の6階にございます情報公開コーナー、それから本庁舎の方の議会図書室、それから図書館の本館、この3カ所に送付をさせていただきます。

また、今回、電子データで納入されておりますので、ホームページの担当課とも相談をしまして、ホームページ上への掲載も可能な範囲で行いたいと思いますので、その点のご了解もよろしくお願いいたします。

以上でございます。

室井委員長 どうもありがとうございました。

今、事務局の説明がありましたが、何か質疑等はございますか。

大賀委員 ホームページへの掲載についてはいつごろになる予定でしょうか。

室井委員長 その件につきましては、とのあえずこの内容を承認した後、もう一回お諮りしますので、とりあえず、この内容でよろしいかどうかの確認をしたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

室井委員長 では、ありがとうございました。この件につきましては、承認されたものいたします。

では、次にいきまして、今、事務局の方から説明がありましたとおり、この承認いただきました会議録と当日配付の資料につきましては、情報公開コーナー等に据え置いて、市民の方の閲覧に供することになります。

では、次に、ホームページ上に公開することにつきまして協議をお願いいたします。

先ほど、大賀委員の方からご意見ありましたが、もう一度お願いします。

大賀委員 意見ではなくて、掲載する方向に私はもちろん賛成の立場なんですけど、余り遅く掲載されても意味がないということのほどのことはないんですけど、速やかに掲載していただきたいというふうに思っていたので、どれくらい掲載まで時間がかかるのかなという疑問を感じました。

室井委員長 わかりました。

企画課長 まずホームページを見ていただきますと、わかると思うんですけども、附属機関の委員のお名前と、それから附属機関は何をやっているかにつきましては載っております、その下のところで会議録等につきまして掲載をする場所はあるといいますか、できるようなっているんですけども、担当課の方と相談をして載せたいということで、時期的にはちょっといつということはいえませんが、ただ、載せました以上、それを消去するということは、年限等につきましては考えていないのですけれども、かなりの時間はホームページ上に載っているということなので、なるべく早くやりたいとは思っていますので、ひとまずご理解をいただきたいと存じます。

室井委員長 今、説明がございましたが、それを含めましてですけども、ホームページに公開すること自体についてのご意見等はいかがでしょう。

増田委員 原則的にはホームページに掲載することは賛成なんですけれども、これを読むと、結構だらだらと長いので、読んだ人がまとまっていないというか、ある面では少し要旨をまとめたり、一般市民が読みやすいような形といたしますか、そういうことはいかがなものでしょうか。

室井委員長 この件につきましては、前回、議事録を作成するときに若干議論をいたしましたかなと思うんですけれども、多少まとめるのかどうかということですが、あのときにはいろんな観点から、そのまま生でいこうということになったので、もう1回これをホームページのためにまとめるのは結構大変かなと。私が意見を言っているのどうか分かりませんが。

どうぞ、ほかの方。

吉岡委員 やはりまとめますと、まとめた者の理解で趣旨等がほかの方から見ると変わる可能性もありますので、前回の確認のとおり、原文のまま載せた方がよろしいのかなと思いますけれども。

室井委員長 ほかにご意見等はございますでしょうか。

大賀委員 議事録だけ載せると、一体この議事録は何について議論しているのかというのは、頭のところでわからないわけですから、要するに、会議の議事次第というものが、今日ちゃんと出ていますよね。要するに、今日のこの会議は、会議録は、こういう議題についての議論をした会議の会議録なんだということをきちっと冒頭に、会議録だけじゃなくて議事次第みたいなものを載せたら、多少は読みやすくなるんじゃないか。つまり、必要なところだけ読むと。例えば、今の市議会の議事録もホームページに載っていると思うんですが、あれは検索が可能なので、キーワードなり、だれその発言というような形で検索すると、それが出てくるという形になっていますが、今回、この審議会の推進会議の議事録がそういうふうになるのかどうかは、ちょっとわかりませんが、仮にそうなったとしても、冒頭に議事次第が載っていれば、これはその議事次第に関心のある方は、多分読むだろうし、議事の表題に関心のない方は読まないだろうというふうに思いますので、その辺の配慮をされればよろしいかなというふうに思います。

室井委員長 今のご意見についていかがでしょうか。例えば、これは皆さんのところにいったものと同じですか、この会議録は。これは表紙に会議次第というのが入っております、このままになるということでありまして、何が議論されたかというのはわかるということになりますね。

大賀委員 審議会の方の会議録には、こういうものはなかなか載っていなかったように覚えていたものですから、ちょっと意見を言わせてもらいました。

室井委員長 今の件、あるいはほかの件につきまして、どなたかご意見ございますか。

それでは、会議録は担当課と調整の上、早急にホームページ上で公開するという事で決定いたしました。これでよろしいですか。

(異議なし)

室井委員長 どうもありがとうございます。

それでは、会議次第に従いまして、2の でございますが、市民参加推進会議の会議録の公開についてということですが、今、会議録が承認されましたけれども、これについての問題でございます。

では、事務局の方の説明をお願いいたします。

企画課長 ただいま、前回の会議録につきましてはご承認いただきましたけれども、このような形で前回のものを次回の冒頭で確認をするという手順をとりますと、間隔が短ければよろしいんですけども、間隔があいたときに、即、公開ができませんので、事務局としましては、お手元に配っておりますようなやり方でやらせていただければということでご協議をお願いしたいと思います。

校正の手順は、今回と同じでございます。おおよその日程につきましては括弧書きで書いてありまして、最終的に納入されるのは、この日程ですと44日後には確認できるということになります。違うところは、各委員にお送りしまして、各委員から訂正の申し出があれば訂正をします。なければそのままという形で、最終的に委員長の方が最終的な校正の確認をして、それをもって承認をいただいたということで、速やかに公開をしたいというのが事務局の提案でございます。

よろしくをお願いいたします。

室井委員長 どうもありがとうございました。

この会議が年に2回が原則ということですので、次回の会議までに相当時間があるということで、公開の運びになるのに時間があるということになります。そこで事務局の方では、速やかな会議録公開のために、皆様方の、各委員の訂正等を踏まえまして、委員長が確認し会議録を確定するという案を提案されているわけですが、これにつきましてご質疑をお願いしたいと思います。

(異議なし)

室井委員長 では、事務局の提案どおり、皆様方の訂正を踏まえて委員長が確認をして確定をするという運びにしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、会議次第の3、市民参加条例運用状況等についてということで、資料が提出されておりますので、一括して資料の説明を事務局をお願いしたいと思います。

企画課長 それでは提出しております資料につきましてご説明いたします。

平成17年度中において新たに設置予定の審議会等の一覧が資料の1番でございます。2つの審議会を予定しております。なお、2つ目の東小金井駅北口まちづくり協議会につきましては、名称あるいは公募予定人数、公募時期につきましては、未定となっております。こちらは現在、平成17年3月31日までの期限でもって同じ名称のものがございまして、担当の区画整理課によりますと、名称等も考えつつ、新たに設置したいということでございますので、この表に載っております。

それから次に、平成17年度中において公募委員の募集が予定されている審議会等の一覧が資料の2番でございます。公募予定人数と公募予定時期が書かれております。予定されております審議会等の数は12の機関でございます。未定というものもございませうけれども、公募予定人数の合計は未定を除きまして33人となっております。

次に、兼任委員名簿という資料を見ていただきたいと思います。3つ以上、審議会等の委員になっている方の一覧でございます。市の職員あるいは他の官公署の職員など充て職になっている方々が多くございます。

それから最後に、市民参加条例対象附属機関等委員の任期一覧でございます。3月31日現在ということで調製をさせていただきました。市民参加条例の12条で、委員につきましては原則として3期までとする。ただし、専門的知識または技能を必要とする附属機関等の委員の場合はこの限りでないという規定がございます。

以上でございます。

室井委員長 どうもありがとうございました。

今、3つの資料について説明がございました。第1に、平成17年度に設置する審議会等について、第2に、平成17年度に公募予定の審議会等について、第3に、委員の兼任と任期についてということでございます。これらにつきまして質疑を行いたいと思いますが、まず、第1の平成17年度に設置する審議会等についてにつきまして何か質疑のある方はお願いいたします。

土井委員 この年も同じような公募基準といいますが、公募に対する選任の方法というのはどういうふうな形でおやりになるんでしょうか。これまでもどうも気になっているんですけども、ある意味で公募自体、そのプロセス自体が逆に市民が非常にわかりにくい形になっているということが、多少いろいろなところでいろいろ言われているものですから、そういうものに対しての、これまでとちょっと違った形をとるとか、そういうことはございますでしょうか。

室井委員長 では、この件、事務局の方をお願いいたします。

企画課長 委員の選考方法につきましては、条例の施行規則、あるいは条例の中に載っております。施行規則では11条にあるんですけども、公募委員の選任に当たっては、関係職員による選考委員会を設置するということになっております。それで、選考委員会における選考方法は、論文あるいは面接あるいは抽選、そういったものの中から選択するというふうなことになっておりまして、市の中で統一的に公募委員選考基準のモデルをつくっております。手引きの中では47ページを見ていただきたいと思いますけれども、選考基準がございませうので、それぞれの関係課がそのモデル基準に倣いまして選考基準を策定します。それで市報あるいはホームページに載せまして公募をします。選考基準につきましては、必要な方についてはお配りするということになりますので、このモデルの選考基準に基づいて選考するというのが現時点では原則になっております。

室井委員長 どうもありがとうございました。

今、事務局の方から小金井市市民参加条例の手引に基づいて説明がございましたが、この点につき、ご意見等ございますでしょうか。

土井委員 よろしいでしょうか。ある意味で、特に論文審査になったときに、主観的な形のものになりがちなものですから、ここで確かに「各項目を審査し」というふうな形にはなっておりますけれども、審査する側自体の恣意的なものというのは、どうしても避け得ない部分というのは出ざるを得ないところがあって、その辺がどうも不透明になっている部分があるような気がするんですけども、殊に市民参加というふうな形を考えたときに、あまねくなるべく多くの方たちが参加できるシステムという形も当然必要になってくると思いますし、その辺は一体これから先どういうふうに運用して、私は別にその解決法を持っているわけじゃないんですけども、ちょっといつもいろんな例えば委員会などを見ましても、どうやって皆さん選んだのかなという疑問に陥るものですから、その辺がやっぱりちょっと気になります。

室井委員長 この点は、論文審査というのは大学でもありますけれども、結構これは難しいというか、基準がどうというわけにはなかなかいかないわけですけども、疑問を持たれるということは理解できるんですが、どうやって改善するかということを考えると、難しそうですね。何かご意見ありますか。

大賀委員 考え方からいうと、別に大学の論文を審査するというのとは全然質が違うものだと思うんですよ。要するに市民に広く参加していただくというところが、広くかつ公平にという部分ですか、そういうところが問題の主要な力点にあらうかと思うので、かなり工夫の余地があると思うんですよ。ですから、基準があるからそれでいいんだというふうにはならないと思うし、そこは今日、この場ですぐにいろんな意見が出て議論になるとは思いませんが、改めて議題に取り上げて、きちっと学識経験者の方からのご提案なんかもあれば、していただいた上で、再度日を改めてきちっと議論するべき事項ではないかというふうには私は感じております。

室井委員長 大賀委員の方から改めて…。

大賀委員 もちろん、今日、これをおしまいにしろと言っているわけではないですよ。

室井委員長 という意見もございますが、ほかの委員も方々のご意見等はございますでしょうか。

井村委員 ちょっと質問なんですけれども、今の意見を聞いていると、相当公募してくる人が少ないということですよ。だから、そういう話になっているんだと思うんですけども、ちなみに昨年の公募した審議会ですけれども、どれぐらい応募があったとか、倍率が何倍だったとか、そういうのを教えていただけないですかね。

室井委員長 この点、いかがでしょうか。

企画課長 前回の1月27日の資料がお手元があればと思いますが、前回のお手元の資料で6番目の資料に載っております、例えばですけども、市民参加推進会議につきましては、公募した委員の数は8人でした。応募者数は団体の枠もありましたけれども、総数で

12人、採用した数は6人ということでございます。あと、定数に満たないとか、定数どおりというふうなものもございました。数的には応募者はそれほど多くないです。例えば（仮称）小金井市立美術館管理運営実施計画検討委員会につきましては、募集は3人で応募が10人、消費生活審議会につきましては、募集が2人で応募が3人、国民健康保険運営協議会は、募集が1人で応募が1人、それから、廃棄物減量等推進審議会は募集が5人で応募が5人、それから、青少年の育成環境審議会につきましては、募集が3人で応募が2人というふうに定員割れをしているような状況でございました。

以上です。

室井委員長 いろいろ偏りはあるようで、結構多いものもございますね、これによりますと。小金井市の美術館の関係では3倍以上あるということになりますね。しかし、定員そのものというものもございましたので一概には言えないということですね。

野瀬委員 すみません、ちょっとわからないものですから、お聞きするんですけども、審査の方はどなたがといたしますか、どのようにやられているのでしょうか。

それから、お知らせというか、募集のお知らせというのは、どのような形でしているのでしょうか。

企画課長 まず、募集につきましては、公募委員の募集でございますと、市報あるいはホームページに、何々委員、いつまでにということで記事を掲載します。

それで、論文の審査につきましては、手引きの49ページの方にございますけれども、論文審査の場合につきましては、出された論文の個人情報につきましては墨塗りをしまして、各審査委員にお配りをして、審査項目が決まっておりますので、この審査項目に従って論文を読んでいただきまして、各項目10点満点の点数をつけまして、その得点集計によりまして評価をするという手順になっております。

野瀬委員 それから、資料のどこかに書いてあるのかもしれないんですけども、審査委員というのは、こういった方々が。

企画課長 選考委員につきましては、次のページになりますけれども、50ページです。7のところ、選考委員会の条項で、先ほど申し上げましたけれども、規則の11条の中で、選任に当たっての選考委員会は、関係職員による選考委員会ということになりまして、庁内の職員で組織をしております。ですから、50ページの7のところにありますように、市長、助役、収入役、あるいは部長、課長というふうな形になります。

野瀬委員 選考委員の中に市民が入るということは考えにくいことなんですか。

企画課長 事務局が答えるとすれば、現時点では内部の職員の選考委員会で決めるということになっておりますので、考え方としましては、市長が附属機関を設けるということなので、どういう目的で設置するかというのが一番わかっている人が委員を選ぶのが適当ではないかという考え方であります。

野瀬委員 いいですか。率直な私の感想なんですけれども、目的がやっぱり市民が参加して



いく、市民が活動に参加していく、そのための間をとるという役割の協議会だと思うので、そういう趣旨のもとに市民が審査の中に加わることができたらいいかなと、私は思います。ちょっとこういったことについて詳しくはないんですけども、そのように感じました。

室井委員長 ありがとうございます。

仮に、もし可能だとしたときに、どういう問題があるかということも考えてみなければいけないと思いますので、今のご意見は承ったということで、そのようなことをもし導入するというのを提言するということになりますと、やっぱり大賀委員が言われたように、これはもう少しいろいろな観点から議論する必要があるんじゃないかと思うんですね。ですから、今はそういう意見を伺って、今後に生かすという形で、今日はお伺いして、もし、この点につき、あるいはほかの点につきご意見のある方はどうぞ。

井村委員 さっき公募してきた人の数を、いろいろばらつきはありましたけれども、はっきり言って、ほとんどお寒い限りで、余りいい状況じゃないですよ。これ、人数集まればいいというものじゃないと思うので、これはさっきの美術館のあれじゃないですけども、2人のところ12人集ったとか、それぐらい集まることがいいことだと思うんで、普通ならこれに対して何かしらの対応をやっぱり立てるべきだと思うんですね。それは選考方法が悪いのか、それとも告知の仕方が悪いのか、何が悪いのか、ちゃんと分析をして、ちゃんとした対策を立てて、いっぱい集まるようにするべきだと思うんですね。

たまたま先日、埼玉県の志木市の市民委員会を取材したことがあって、そこではサラリーマンの人たちをぜひ市民委員にしたいということで、役所の人朝、早出して、ビールを配ったりしているらしいんですよ。例えば、そういう何かアイデアをここで出すようなことをして、そういうことをやっていかないと、何かそういう市民参加というのは成長してこないと思うので、そういう議論をすればいいんじゃないでしょうか。

室井委員長 ありがとうございます。

市民参加は、市民参加も大事なんですけれども、もともとの審議会なり附属機関の目的もありますから、どうしてもこういう選考委員会というのは必要になってくるんだと思いますが、人数が、応募がたくさんある方がそれはいいことだと言えます。

ほかにご意見等。

土井委員 ややこれは言いにくくて、別に市長がどうのこうのと言うわけではないんですけども、実は先ほど私がああいうふうに伺ったのは、議会の席上で市長が、この委員選考のときには私の意見と同じものに対していい点をつけるというふうなことをはっきりおっしゃったんですよ。これがあったもんだから、これ、ちょっとまずいなと思ってね。それなもんだから、先ほど、そんなふうな形でちょっと伺ったわけなんです。確かにいろいろ点数をつけていけば、自分の意見に近いものに高い点数をあげたくなるのは当然のことなんですけれども、それをちょっと議会で公言なさっちゃうと、ちょっとまずいなというね。そうすると、もともとの基準自体が疑われてしまう形になってしまうものですから、そのことがちょっと気になっておりま

す。

室井委員長 でも、選ばれた方々を見れば、何とも言えないですから。

増田委員 この会議ではね。

大賀委員 それは人を見る目がなかっただけのことで。猫をかぶって論文を書いたか、それは知りませんけれども。

室井委員長 市長の議会での答弁を私は聞いておりませんが、それは常に市長がかかわるということでもないんでしょう、選考委員会には。

増田委員 ここに書いてありますよね、選考委員は市長、助役。

企画課長 教育委員会の場合につきましては、市長、助役、収入役のかわりに教育委員長がなるというふうなことで教育長等になっておりますので、通常、市長部局の場合は、市長は選考委員になっております。

吉岡委員 市長の点数が比重が高いとか、そういうことはありません。

室井委員長 市長はもちろん行政の責任者ですから、ある程度の重みはあるということにはなっております。いずれも基準そのものは、さっき書いてあったとおりなので、これをどうするかということですね。

土井委員 あと1つ、こういうものに対して応募者が、押しなべて確かに少ないのは事実だと思います。事実だと思いますけれども、やはり広報の仕方と同時に、あと1つは市民参加といいですか、こういうものに市民自体がみずから直接かかわってくるのが市民にとって非常に大切なことであるということ自体が、なかなか認識されない状況に今まだなっているのではないかという気がいたします。小金井市、私、ほかのところでも申し上げますけれども、特に東京郊外の中でもベッドタウンという形で、出稼ぎの方と言っちゃうと何ですけれども、そういう方たちが圧倒的に多いものですから、日常的に自分たちの身の回りの町のことということに、なかなか目を向けてくださらない。目を向けるようになるのは、ようやくリタイアした時点でありまして、特に若い方たちというのは、なかなか目を向けてくれないということがありますので、その辺をどうやって目を向けてもらうようにするか。本来、自治と言えば、まさにその住民自体がそういうものにかかわっていかなきゃいけないんですけれども、残念ながら、私たちの国においては、必ずしもそれが十分に徹していないものですから、ある意味では行政の努力する形で呼びかけていく必要がもっとあるんじゃないかなという気がしています。そのことは1つ意見として申し上げます。

室井委員長 ありがとうございます。

ほかの委員の方、この公募の選任方法について何かご意見ございますか。

それでは、この点は、先ほど大賀委員が言われていたように、もう一度議題として取り上げるということによろしいでしょうか。

(異議なし)

室井委員長 では、そのようにさせていただきます。

では、戻りまして、今は3の の平成17年度に設置する審議会等についての質疑を行って  
おりましたところですが、この件につきましてほかに質疑等ございましたらば。

大賀委員 すみません。質問なんですけど、小金井市地域情報化推進委員会というのは新設の  
ものだと思うんですが、先ほどの説明では、何をやる審議会なのかというのは、この文字面だ  
け、名称からだけでは、ちょっとかがい知れないところがありまして、何を目的として、ど  
ういう審議会を設置しようとしているのかというのは、私たち、ここで市民参加の推進を図ろ  
うというときには、理解しておくというか、知っておく必要があることなんじゃないかと思う  
んですが、その辺、いかがでしょうかね。

企画課長 同じ名称のままなんですけれども、平成15年度から16年3月31日まで設置  
をされておりました、小金井市地域情報化推進委員会を設置するという事で、小金井市IT  
戦略構想、それから小金井市前期IT基本計画に基づきます実施計画を検討すると、そういう  
こととともに、市民・企業・大学と行政がともに責任を持って計画推進に携わり、地域全体の  
情報化を目指す協働の仕組みづくりを行うため、平成16年3月31日までございましたので、  
それと同じようなものを17年度にもう一度立ち上げるということでございます。

大賀委員 そうすると、その以前にあったものについては、市民の公募の市民の委員がいた  
んでしょうか。

企画課長 以前のものは定員が10名でございました。そのうち市民の代表ということで、  
3人以内ということで公募の委員がおりました。

大賀委員 今回も要するに10人の委員を選任するところ、そのうちの3人が公募なんだと  
いう趣旨ですか。

企画課長 前の要綱自体が期限が切れておりますので、新たにつくり直すと思いますので、  
ちょっと人数につきましては、まだ確定はしておりませんが、担当の方では公募予定が  
3人ということになっておりますので、恐らく10人で3人ではないかと思えます。

大賀委員 要するに10は決まっていなくても、3は決まっているという理解でいいん  
ですか。

吉岡委員 10人は決まっています。

大賀委員 10人なんですね。

室井委員長 よろしいですか。

では、この件につきましては、ほかによろしいでしょうか。

(異議なし)

室井委員長 では、次の の17年度に公募予定の審議会等についてというところに入りま  
す。こちらについて何かご質疑はありますか。

尹委員 確かに、資料を書くとき、先ほど言われたみたいに、大賀さんの方から、何分の何  
というのがあった方がわかりやすいのはわかりやすいですね。分母が不明だというのはよくな  
いかもしれません。

大賀委員 これは現行もこのとおりの人数で、別に増えているとかという話ではないんですね。

企画課長 市民参加推進条例が昨年4月に施行されておりますので、その関係で、今までは公募がなかったものにつきまして、条例改正あるいは見直しを行っているものもございまして、特に教育委員会関係です。下の方の社会教育委員の会議、それから図書館協議会、公民館運営審議会、これにつきましては条例を改正しまして、新たに公募で委員を選任するという改定を行っております。そのほかにつきましては、例えば特別職報酬等審議会、こちらにつきましても公募はおりませんでしたけれども、職員課の方では公募委員を入れていきたいということで、未定にはなっておりますが、公募していきたいというふうなこともございますので、見直しをしているものもございまして。

室井委員長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

室井委員長 では、の委員の兼任と任期についてという資料について質疑がありましたらお願いします。

土井委員 ちょっと伺いますけれども、この委員兼任名簿の一番最初の伊藤さんって、これ、市議の伊藤さんですか。そうすると、行政のいわば委員会に立法の方が参加しているというのは、どういうことなんでしょうか。一般的に行政機関の、これは内閣制ならともかくも、市の場合、行政機関の中に立法の方が参加するというのは、これ、ちょっとおかしな形ではないかと思えますけれども、どのように考えたらよろしいんでしょうか。

企画課長 それぞれ条例ですとか、要綱の中で委員を議員の資格でもって選任をする規定となっているものがございまして。消防団運営審議会につきましては、議員の委員を入れるということになっております。それから、駅周辺放置自動車対策協議会、こちらは団体推薦ということの枠から選出されているということもございまして。それから、国保健康保険運営協議会につきましては、公益委員ということで、議員の枠がございまして、こちらから出ております。議会の改革という中で、市長の附属機関から議員を排除するというと変ですけれども、議員が市長の附属機関の委員にならないということが、議会改革の中で話し合われた経過がございまして、これについては議会の議員さんの方ですべての附属機関の委員に議員が出ないということにはなっておりませんので、それぞれ条例、要綱に基づきまして議員が出てくる場合もございまして。

尹委員 すみません、これ、ほとんどが充て職だという話をされましたよね。この委員会の3以上、充て職の方というのはだれだれですか。

企画課長 左の表の石坂さん、それから右側全部の方ですね。例えば石坂さんにつきましては警察署長です。それから加藤さんが消防署長、その下が保健所長、あるいは校長先生ということで、あと、大久保以下全部職員でございまして、石坂さんから右側の表につきましては充て職になっております。

大賀委員 ちょっともう一度確認なんですが、伊藤隆文さんは議員で、大澤さんから芳須さんまでは市民で、それ以下は警察等の要するに行政の方という理解でいいんですか。

企画課長 申しわけありません。説明させていただきます。一番最初の伊藤さんにつきましては市議会議員でございます。それから、大澤さんにつきましては社会福祉協議会の関係でございます。それから金光さん、菊田さんにつきましては医師会の関係でございます。土屋さん、野口さんにつきましては自治会等あるいは団体代表ということになっております。芳須さんにつきましては民生委員の関係で出ております。

以上でございます。

大賀委員 すみません。今の説明もよくわからないんですが、民生委員の関係という芳須さんは何で民生委員推せん会に民生委員が入っているんでしょう。何かちょっと自治会とか団体とか医師会の関係とかという、何かその説明がちょっと、もうちょっと丁寧にゆっくりというか、もう少しわかりやすく言っていただかないと、私には理解できません。

企画課長 それぞれ委員につきましては、設置しております条例あるいは要綱に委員の構成が決まっております。例えば、今、ご質問がございました民生委員推せん会でございます。民生委員推せん会につきましては、民生委員法という法律の中に規定がございまして、第8条で、委員は市町村の議会の議員、民生委員、社会福祉事業の実施に関係ある者、市町村の地域を単位とする社会福祉関係団体の代表者、教育に関係のある者、関係行政機関の職員、学識経験のある者という形で、法律に規定がございまして、先ほどの芳須さんにつきましては、民生委員推せん会の委員は、民生委員ということの資格で委員になっていただいております。そのほかにつきましても、それぞれ条例、要綱に委員の資格が載っておりますので、その資格の中の推せん等に基づきまして選任をされております。

大賀委員 ありがとうございます。

室井委員長 もともとの質問は、議員が参加することについてどうかということでしたが、自治体の場合、議員が参加するというのは結構あることでありまして、多分、いろいろな理由があるかと思うんですけれども、条例を通すのに根回しじゃないですけれども、理解してもらおうというようなこともあったりするかと思いますが、問題は今言われたように、設置の根拠規定にそれがあるということなので、それを見直すということがあれば、そういう議題も必要かと思うんですが、多分現状は多くの自治体で議員さんが入っているのが通常じゃないかと思われませんか。

土井委員 いや、通常じゃないかということとはできると思うんですけれども、それが本来の意味でそれによろしいのですかということを私は伺ったわけでありまして、通常というと、はっきり申し上げて、条例の場合は、弁護士さんは今、大半の条例において本来の形で係争になった場合に、ちゃんと戦える条例はあるのかというふうないうぐらい、実は条例自体がかなり本来の法的な効果を持っているかと疑問視されるものが少なくない。そういうふうな形の中で、むしろ、その部分だけはかなり本来の意味での立法と行政との関係ということを考えていった

ときに、果たしてそれでいいのですかというのが、私の質問の趣旨でございます。

室井委員長 はい。わかりました。それで、これを改めた方がいいんじゃないかというご提案ということですね。これもまた大きな議題になりますので、もし、取り上げる必要があるということであれば、私の方は取り上げること自体は何も支障はありませんので、時間的に許せば、これも取り上げるという皆さんの合意があれば取り上げていきたいと思いますが、そういうふうにはいたしましょうか。

(異議なし)

室井委員長 では、さっきの大きな大賀委員の言われた選任公募と同時に、議員を含むということということですが、では、それは課題ということで、そのような位置づけにしたいと思います。それでよろしいでしょうか。

(異議なし)

大賀委員 それともう1つ、今の点に関して、ここで問題にしているのは、市民参加条例では2以上の機関を兼任してはいけないという条文があるので、この3以上の兼任されている方の名前が出てきているわけですね。ですから、それが、何と云うんですか、充て職であるとか、ほかの規則で決まっているから、これは別に市民参加条例の規則に矛盾していても、矛盾というか抵触していても構わないんだという議論にはならないというふうに私は思うんですよ。

例えば、先ほどの民生委員だって民生委員はいっぱいいるわけでしょう。だから、仮にその条例、民生委員が民生委員の推せん会に入るといったって、別に芳須さんがそこへ3つやっているといるわけですから、そこは民生委員推せん会の人選のときに、市民参加条例がこういうのがあるんだから、別の方を選びなさいといえは済む話じゃないですか。だから、そこが、要するに市民参加条例がいかにか、行政の方々がほとんどだというふうなおっしゃり方をしていたものですから、行政の内部に浸透していないということのあらわれとして、これが出ているというふうに理解すべきなんじゃないでしょうかね。いかがですか。

室井委員長 その点、私はどうして選ばれたのか全くわからないものですから、何とも言えないんですけども。

大賀委員 わからないから、今日資料を出して、今、議論をしているんじゃないですか。ただ、一般論から言えば、そういうことでしょう。民生委員が、芳須さん1人だったら、充て職当然だろうと思いますけれども、常識的に考えて民生委員いっぱいいるはずなんですから、そこが問題なんだという理解をしなければ、議論にならないんじゃないですか。

室井委員長 この点について、何か事務局の方はご説明ありますか。

企画課長 公募枠でなくて団体の推選枠ということになりますと、市長の方からそれぞれの団体の代表の方に推せんをしてくださいということで依頼を申し上げます。その際に市民参加条例がございますので、3つ以上兼職になるような方は、できれば避けてくださいというふうな形でご依頼をしたいとは思いますが、団体の推せんですので、出されてきたものにつきまして、3つになるからと断わるということは、なかなかやりにくいかなと思います。です

から、依頼をするときに、3つ以上にならないように推せんをお願いしますというふうな形でご依頼をしていきたいと思えます。

増田委員 その辺はやっぱりきちっと言わないと。

尹委員 この名簿を出されたこと自体が、多分、問題だという認識で、事務局の方も改善したいという形で出されたと思うんですよね。下の方の充て職というのは、これはやっぱり条例等に基づいて、また、法律の問題とかがありますから、多分、ここからは問題ないと私は比較的思うんですね。問題はやっぱりこの上の方だと思うんで、これについては先ほど言ったように、この趣旨が、せっかくつくられたんだという趣旨をもう一度文書か何かで依頼をするときに書かれてということがやっぱり必要かもしれませんね。それで、限界はあるでしょうが、極力やはり原則に近づける形の方がいいような気がします。下の方の充て職に関しては、さわると、多分いろいろな条例等のさわりがあるかと思えますので。そういう気がしておりますね。

室井委員長 では、この点は、今までもそういうような要望はなさっていたんでしょうけれども、改めて同じ人が兼任をしないようにというような一文みたいなものを入れるという形の文面は可能ですかね。

尹委員 もう少し強目の。意志を伝えるということで。

増田委員 条例があるんだから。

土井委員 そういうふうなことを言いますと、条例上に書かれてもそれでは、無視してしまうのであるならば、先ほど、私、申し上げた、まさに効果のないものをつくってしまうという形になってしまうものですから、それでいいんですかという議論になっちゃいますけれども。

野瀬委員 やっぱり条例があって、現状がそうなので仕方がないということであれば、条例が全く意味がないというか。

室井委員長 私ちょっと知りませんが、条例そのものに人数制限というか、兼任の制限も書いてありますか。

企画課長 12条に。

室井委員長 12条ですか。2つ以上兼ねることはできない。

尹委員 要望がありましたのでという形でそれを要望することは可能ですし、この条例ができたのも、多分、改善できるきっかけかもしれませんので、改善していきたいと思えます。

室井委員長 これは前のもあたりするわけですよね。条例ができる以前の選任というようなもの。この条例ができてからの選任ですか、すべて。施行前のものもあるんでしょうね。

企画課長 施行前から設置されているかということですね。

室井委員長 委員に就任されている方が。

企画課長 もちろん、ほとんどすべてが、新たに昨年度つくったというものはほとんどございませんので、ここに載っているものにつきましては昨年の4月以前からご依頼をしている方々でございます。

室井委員長 今後は、したがって条例のとおり運用できるように強く要望していくという

ことをお願いしたいと思います。いいですか。

(異議なし)

室井委員長 では、この点は議事録にとどめるということで明確になるうかと思えます。ほかにいかがでしょうか。

水谷委員 すみません。今の、議題がテーマより広がってしまうんですが、今の説明を伺った中で、民生委員推せん会のメンバーの中には市民公募の人は今はいないということなんですけれども、それは以前に設置された委員会だからいないのか、今後もそういう市民公募の人が入る可能性はないのか伺いたいんですけれども。

実は私は子育て支援の関係で地域で活動していて、今の民生委員の制度自体が、今の核家族がたくさんいて、地域社会のつながりがないという世の中のなかで、地域の顔役的な人が民生委員になっていくという制度自体に無理があるということを感じているんですけれども、その選び方を変えていかないと、その制度自体は変えていけないと思うので、それをちょっと質問として伺いたいんですけれども。

企画課長 水谷委員のご質問でございます、法律で委員に選任する方の構成が決まっているものにつきまして、条例あるいは要綱でそれを直すということではできません。ですから、民生委員推せん会の委員につきましては、法律に載っておりますので変えることはできませんけれども、その他、条例あるいは要綱で、市がつくっておりますものにつきましては、公募委員がないものにつきましては、市民参加条例が施行されておりますので、極力見直しをしていただいて、公募の委員を30%以上入れるというのが原則でございますので、それぞれの附属機関の中でお話をさせていただいて、改正をしていただくように指導していきたいと思えます。

室井委員長 よろしいでしょうか。

水谷委員 はい。

室井委員長 法律事項ということなので、立法を改正するということでないと難しいということですね。

土井委員 ちょっとそれについて、僕もいろいろわからないので、室井先生に、これは室井先生に学識という形でお聞きしたいんですけれども、よく条例が法を超えることができないという議論がありますけれども、実は1950年のシャープ勧告を見たときに、勧告そのものでは、それぞれの地方政府、まさにあの場合は地方政府というふうに書いてありますけれども、の権限と、それぞれ何回も新しい勧告が出ていますね。そのときというのは、法律も条例も同じような効力を持つという形が前提とされたはずのものが出ていたはずなんです。もちろん、その後、いろんな形で崩されてしまいましたけれども、本来の自治という形からいったときには、条例というものは、これから先、かなり効力を持たせていかないとまずいんじゃないかと、私、思うんですけれども、その辺、ここで今、どうのこうのということではなくて、現実問題として自治を進めていくときにどういうふうにかえたらいいのかというところを少しお教えいただきたいなと思うんですけれども。



室井委員長 そうですね、私に聞かれたんですね。これは大変長い話になったりしまして、ここで言うのはどうかと思うのですが、学識経験者として、理論的な場面ではそういうふうに言うことはもちろん理論的には可能なんですけれども、ご存じのとおり、日本の法令実務というのは、裁判所が最終的には判断するわけで、法令の範囲内というのが1つの枠組みがありまして、もちろん憲法違反の法令であれば、条例の方が効力があるということになるかと思うんですが、違憲でない法令の場合には、原則として条例はそれより下位に属するというふうに考えられているわけでありましてね。こんなことを言うと思うんですが、法の段階構造というのは、ご存じのとおり、憲法がありまして、法律、法令、政令とかありますよね。もちろん学説はいろいろあります。自治体の核心的な事項については条例で決めるべきだというような意見もございますけれども、我が国の場合の通説的な理解は、法令の方が優先すると、私は理解しております。私の考えは違いますけれども、現状はそうなっているかと思っておりますので、今のご指摘は重要でありますけれども、今のところはそういう形ですね。

土井委員 こういうことをちょっと申し上げたのは、実は市民参加とかそういうものを考えていく上で、やはりその辺の議論というものが市民の間である程度できる、そういう素地をつくっていかないと、みずからのまちをちゃんと参加しながらつくっていくという契機というのは非常に起こりにくいのではないかという気がしています。これは直接の市民参加ということではございませんけれども、例の国立での景観論争、あれはまさに後出し条例だったかもしれませんけれども、法の上乗せ条例という形、そういうものを否定する形が出てしまったわけですが、実は地域地域に応じていろいろな問題点があるにもかかわらず、法令の枠内という形のもの、これは実は戦後のいろいろな形の都市計画その他も含めましてですけれども、地域の意見がそこまでちゃんと通ったためしがあるかどうか。ほとんどが国の中の経済政策のもとに応じた形の道路計画その他がどんどんどんどんつくられてきてしまった経緯がございますので、そろそろ、むしろ市民の側からちゃんとしたそういう意見が出ながら、市民参加に結びつけていくというような発想が本来なら必要ではないかなと、そういうふうに私、思うんですけれどもね。

室井委員長 地方自治法の大改正によりまして、役割分担が割と明確になってきたということなので、地方のことは地方で決めるという方向にはなっているかと思うんですけれども、今の民生委員なんかはまだこの法律の縛りがあるということになるわけで、今、事務局の方からの説明がありましたが、これは法律を無視してというわけにはいかない部分だろうと思っておりますね。しかし、議論は必要だということですね。これはいろいろ、すごくたくさん蓄積のある分野ですから、尹先生も言いたいことはあるかと思っております。

尹委員 いやもう先生が言われたとおりで、憲法的には法律の範囲内で条例つくれと。しかし、地方自治法では法令の範囲内でつくれということは明確に書いておりますので、やっぱり実定法の解釈からしたら、いかんともしがたいところだと思っておりますね。

土井委員 憲法上はかなり違いますね。

尹委員 憲法では法律と書いているんですが、それを受けた地方自治法が法令と書いていますから、これは法律命令のもとにあると、差し当たって理解しないと、また、それこそ司法権は地方自治体にはありませんから。

土井委員 実は、それ言い出しちゃうと、後で言いますけれども、シャープ勧告のときは、司法権まで自治体につけようとしていましたよね。

室井委員長 それは日本の特色で、アメリカやドイツとは違うところですね。

ちょっと話が大きくなってしまいましたが、この委員の兼任と任期につきまして、ほかにかがでしょうか。

(なし)

室井委員長 それでは、市民参加条例運営状況については終了させていただきます。

会議次第によりますと、次回の推進会議の日程についてということで。

木村委員 条例の中に定められています市民の意向調査であるとか、市民の提言制度であるとか、市民投票であるとか、市民と市との日常的な協働であるとかというふうなことが、項目としてかなり幅広く定められているんですが、そういうものについては、ここでどういう議論をするのかというふうに思うのが1つと、その議会なり何なりで議論がされているとすれば、どんなことが議論されているのか。例えば、市民投票というのは、別に条例で定めるところによりというふうに書いてあるわけですが、それはどういう別のもので、どういうふうについてどうするのかということとかがよくわからないので、もし既にあるとしたら、全く認識不足でごめんなさいなんですが、そういうところを少し整理してというか、1つ1つのことについて状況を知りたいなというふうに思っているんですが。

室井委員長 それは重要な指摘だと思いますね。この会議が何を今後やっていくのかにかかわる問題でありまして、まだ動き出したばかりなので、どんなことをやっていくかというのが明確でない部分がありますので、今、言われたことは、まさにかかわると思いますが、差し当たり、今の質問に答えることはできますか。例えば、市民投票条例は、今あるのかとか、ないのかというのは、これは明確ですよ。

吉岡委員 ございません。

室井委員長 今はないという。

木村委員 ですよ。ですから、そうすると、放っておくわけにはいかないものなんだろうなというふうに思うんですね。だから、そういうものについてどうするのかという方向性とか。

吉岡委員 これはまた議題を起こしてですね。

木村委員 あと、17条の3項にある「市民相互の意見交換による、相違する市民間の意見の調整」とかというのは、どういう場所を想定されているのかですね。それは市民を代表している議員のいる議会なんだというふうな形にするというものでもないんでしょうから、具体的に、現実にそういう問題って、いろんなところで既に起こっているんだと思うんです。だとしたら、それはどういうことをここで想定しているのかということが、もうちょっと明確にして

おく必要があるのではないかなというふうに。

室井委員長 そうですね。おっしゃるとおりで、この4章から8章まであたりは、今後、詰めていく必要があるものだろうと思いますので、やっぱり議題を定めまして、議論をしていくということが必要なのではないかと思いますね。

ある意味で、とてもいいご意見でして、今後、この会で何やっていくかということでは、そういった今後の提言にかかわりまして、こういうものをやっていくという部分では方向性も見えてきたのかなと思いますね。

木村委員 ものによっては、ちょっと急がないといけないものもあるのではないかなという部分、というのはちょっとこれは全然余計な話になっちゃいますけれども、たまたま先日、ちょっと議会の傍聴とか、委員会の傍聴とかというのを私したんですが、議員さん同士が非常に意見が完全に違うものが当然あるわけですね。それは傍聴に来ている市民の方も、やっぱり当然その問題に関心があって来ているわけで、それは明らかに市民の間に意見の違うものが当然あるということを表現しているだろうと思うんですね。そのときに、議員さんのやりとりが代表するだけで、委員が代表して議論をしているということだけで終わっちゃっていいものなのかどうかというふうなことを想定しているんだろうなというふうに勝手に解釈しているんですが、そういうものはいろいろあるだろうと思うんですね、既にね。

室井委員長 では当然、市民投票についてを想定しますか。時間があれば、何を優先的に取り上げるかということにもなるかと思うんですけども。

野瀬委員 いいですか。やはり私は、この市民条例の委員会の中で、この条例を生かしていくために、この場所で何に焦点を当てて話をしていったらいいかというのが、まだいまひとつ見えていないんですね。それは条例自体、不慣れなこともありますので、できましたら、また、この会議以外でもいいんですけども、学識経験者の方と一緒に勉強会といいますか、ちょっとよく理解して、何が問題なのか、何を解決していく必要があるのかということを理解する必要を感じていますので、そういう会が、勉強会というものができましたらありがたいと考えています。

室井委員長 貴重な意見ありがとうございます。ご意見は承りましたということですが。

どうなんですか、市としては、そういうような会は。もちろんこの条例をつくるときに、さまざまな学識経験者の方も参加されて、シンポジウムなどもやられたんじゃないかと私は思うんですが、そういうときの資料も残っていたりするんでしょうか。どうですか、そういうのはわからないですか。

企画課長 前回、ピンクの冊子を差し上げてあると思いますけれども、策定委員会のあゆみですね、その中にシンポジウム、あるいはアンケート、そういったことにつきましても記述がございます。ですから、策定段階におきましてのものにつきましては、そちらの方をお読みいただければと思いますけれども。

あと、細かい条例の中身につきましては、とりあえず手引の説明の部分をお読みいただきま

して、そこで疑問等がございましたら、事務局の方に聞いていただければ、大抵のことはお答えできると思うんですが。

土井委員 それはちょっと違うと思います。私たちがわかるというよりも、市民自体がもっともっとこれを理解していく場を設けるべきだろうなと思っています。先ほど申し上げましたけれども、ここに出ていらした方たちというのは、最低限市民参加というふうなことに対しての問題意識はお持ちだと思っていますし、そうではないところの市民というものを対象とした形で、もっともっとうこういうものを広げていく必要があるだろうなと思っております。

それと、あと1つ、先ほどの木村委員の話との関連でございますけれども、実はほかの条例との関係というものもチェックしていただきたいなと思っています。市民参加条例ができたということで、いろんなものを委任してしまうという、市民参加条例に委任する部分が出てきてしまうというんですけれども、実は参加条例そのものは、そこまで細かい規定をしているわけじゃございませんので、恐らく逆に新たな条例ができたときに、そこに市民参加の部分をどうやって盛り込んでくるかということというのは、かなり大きな意味を持ってくるはずなんですけれども、その辺の関係は、これから先、どういうふうになってくるかということも押さえておきたいなと思っていますが。

室井委員長 条例の20条に推進会議の役割が書いてございまして、「市民参加と協働を推進するために必要な意見を市長に提言するものとする」ということございまして、これ、もしそういった一般市民向けに、この市民参加推進条例の周知徹底を図るといようなことを求めるというようことは可能かなとは思うんですね。あとは、これは予算等がかかわったりすると、市長さんの方でどうなさるかわかりませんが、そういう意味での提言というのは可能だと思います。しかし、もう少し煮詰めて提言はした方がいいと思いますので、これもやっぱりもっと議論してからにしたいなという気はしますね。

ということで、今、木村委員さんの方から、そういった広い観点からのご指摘がありました。が、次回以降にそういう議題を設定して進めたいと思います。

それ以外に何かございますでしょうか。

水谷委員 すみません。さっき終わってしまった議題なんですけど、兼任と任期についてのところの、すみません、終わったのに。4期以上の方がこんなにいらっしゃるということをおは初めて知りまして、さっき新しく募集するときには、2つ以上の兼任にならないようにというふうなお願いをしていくということがありましたので、何年もやるという任期についても、原則としては3期までになっていますということも、もう少し強く打ち出していく必要があるのではないかと思います。

室井委員長 それはそのとおりですね。原則として3期までですか。3期までということなので、もちろんその点も同じですね。

大賀委員 でも、私もちょっと今のことに関連して、終わった後というふうに言われていますが、兼任の問題については、前回もお話ししましたけれども、吉岡さんがここに3つ兼任と

ということで名前が出ておりますので、やはりこれは前回、この場で市民参加条例の要綱でしたっけ、充て職ということで、何か私は反対でしたが、皆様方はそれでいいというような流れで決めてしまいましたけれども、やはり問題があるんじゃないかというふうに思いますので、先ほどの議論では、石坂さんですか、以降のところは充て職だからしょうがないんだみたいなまとめ方をされたように、ちょっと聞こえてしまったんですが、やはりそうではないんじゃないかというふうに思いますので、そのちょっと最後のまとめ方については、もう少し委員長の方で工夫していただきたいなというふうに。もう少しこの点を再度、別の形で議題に取り上げるとか、何らかご配慮があるべきではないかというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

室井委員長 具体的には、では任期と兼任について、条例どおりの運用を求めるということが第1項目あったと思うんですが、さらに充て職もそれに含めるということですね。この点は12条の2項の方のただし書きですかね。

そうですね、これは任期ですね。

大賀委員 私の記憶では充て職だから3つ4つ兼任してもいいというような議論は、たしか条例作成過程でもなかったというふうに記憶しておるんですが。

室井委員長 まあ、いいというか、やむを得ないということで、充て職はやはり充て職なので、そこを変えない限りは。

大賀委員 いえ、ですから、この間の議論のように、当然、ご本人知っていて、充て職でいくんだというような議論をされること自体がおかしいわけでしょう。ここを私は言っているんですよ。

室井委員長 例えば、さっきの警察署長さんですとか、これはどうしようもないものもありますよね、そういう部分では。

大賀委員 まああるんでしょうね、多分ね。

室井委員長 これは変えられないですから。

大賀委員 ですから、私が言っているのは、ご本人の前で前回も言いましたけれども、吉岡さんの場合は、そういう経緯で、それでいいのかなというふうに、私は思うということを行っているわけです。それは充て職一般、警察署長の例を引き合いにして、どうのこうのは私は言っているわけではありません。

室井委員長 充て職でも複数である場合には、それは変えるということは可能かもしれませんね。

尹委員 今回のこの委員会、審議会が一番大事なものは、多分この資料だと思うんですね。これでほぼ目的の相当数が、多分、ああ、市民の人も、何期もやっているんだとか、兼任が多いんだとか。これは多分改善しようということのための第一歩だと思うんですね。そして、市民参加条例ができて、できる前とできた後、まさに使用前使用後の関係ですから、条例ができて、これが徐々に改善される方向で、そのスピードを少し強めてもらいたいという要望、これは当然のことですよ。市民参加条例をつくったのは、そういう意味だと思いますから。そう

いう意味では3機関と任期に関しては、そうはいつでも、さっき言ったように、充て職の場合、根拠条例がありまして、この条例をつくるのは当然議会ですし、この辺のところの限界はあるでしょうから、極力というのでしょうか、原則として条例に従って運用されることを強く望みますとしか言い方はないと思いますが、それはぜひ、それをしなければ意味がないわけでありまして、あと、さっきの住民投票条例につきましても、まさにどういう条例をつくるのかは確かに大きな問題なんですね。ですから、直接民主主義をどこまで入れるべきなのかとか、本当に大議論になると思うのですが、それも極力、住民の参加する形でつくるということで、今後、条例を考えていくということ。ただ、これつくるのも、多分相当、特に一般的な条例をつくるとなると、相当正直言うと難しい問題ですね。個別のこのために条例をつくるだとか、このための住民投票をやるというのは比較的容易ですよね。二者択一になれば。しかし二者択一になれる問題というのは、そんなに多くはないわけでありまして、これをどこまで範疇に入れて条例をつくるかとなると、相当頭を絞らなきゃ。そのために代議員制度でしょうか、総合的な判断ができる議員を僕たちは選んでやっているわけですから。基本的には選挙を通じて選ばれた人たちを使いながら、それを修正する原理として直接の住民参加をうまく入れるという考え方でやらないといけないんじゃないか。そうしないと、得るものも得られなくなるんじゃないかという感じがしますね。ですから、こういう資料をもっともっと出していただきたいと、我々は要望し、そしてその資料で修正は、おかしいところはおかしいと、もっと是正してくださいと要望すると、こういう形で進めていくことが、この委員会にとっては必要ではないかと思っております。

室井委員長 ありがとうございます。

ということで課題は多いというのはよくわかりましたが、今、大賀委員の方から充て職の件もございましたが、今、尹先生が言われたように、要望はしていくということは、そのとおり。これはできますよね。要望そのものはね。今後、公募を含めて、新たな委員の選任がある場合には要望していくということにしていきたいと思えます。

そのほか、いかがでしょうか。

(なし)

室井委員長

それでは、次回以降の日程についてでございます。事務局から何かこの点について説明ありますか。

企画課長 皆さんもご承知だと思いますけれども、来年度の一般会計につきましても、暫定予算になってしまいました。その関係で、委員会の方ですけれども、早くても6月以降じゃないと開く予算的な措置がございませんので、申しわけないんですが、次回は早くても、6月は議会がありますので、7月以降でお願いをしたいと思います。

大賀委員 ちょっと暫定予算とこの開催との関係、それがよくわからないんですが、今の説明だと。もうちょっと説明していただけますか。

企画課長 暫定予算になりましたので、委員報酬の予算措置がされておりません。当初、出しました予算の中には2回分の委員報酬の予算がございましたけれども、暫定になった関係で報酬の予算がついておりませんので、そういう意味で開けないということでございます。

大賀委員 そうすると、あれですか、本年度のように、暫定が繰り返されていく場合には、ずっと開けないという理解でよろしいんですか、今のご説明は。ちょっと暫定予算の理解の問題として、要するに新規の予算はつけられないけれども、継続的なものについてはつけるんだというふうな説明を私は聞いているものですから。別に暫定だから、この会議の、審議会の予算が執行できないというのは、私はちょっと何か、私の理解では違うというふうなことなんです。もうちょっとそこを、どういう理解で正しいというか、事務局としては理解されているのか、ちょっと説明していただかないと、ずるずる全然開けないというふうな理解でいいのか、それとも、いや、そんなことはないんじゃないのということになるのか、私には判断がつかねるんですが。

企画課長 2回は当初予算に計上をしたわけですがけれども、暫定予算になったということで、義務的なものにつきましては載せるわけですがけれども、3月に、今年開いたということもございましたし、市議会議員選挙がございますので、早ければ4月、あるいは延びれば5月ですがけれども、その段階で新たに予算を出し直しますので、そこでは予算措置をしていきたいと考えております。

室井委員長 予算の問題でありますから、私たちが何とかというわけにはいかない問題でありますので。

木村委員 すみません。ごめんなさい。するとこの会議だけじゃなくて、ほかのさまざまな審議会が全部そういう扱いになっているということですか。

室井委員長 今言われたように義務的なものは別でしょうけれども、いろいろあるんでしょうけれども、それは。何とも言えませんね。

増田委員 50個委員会が載っています。全部ストップする。

企画課長 すべてストップということではないと思います。私どものところは事務局の判断ですね。

木村委員 それは、なぜ、どういう理由でストップじゃない。

大賀委員 おかしいじゃない、それは。

そういうのは事務局が判断すべきことなんですか。例えば、年2回が原則だというのも、ここで議論して決めるべきことじゃないかというふうに、私は思っていたんですが、何で年2回が原則だというのが事務局の判断になったり、暫定予算だから予算要求しないんだというのが事務局の判断でそれが通ったりするんでしょうかね。この会議の運営にかかわることでしょう、開催するかどうかとか、年にどれぐらい開催するかというのは。ちょっとその辺は事務局が一方的にそういうふうに決めて、私たちにこうなさいというふうに言う筋のものじゃないんじゃないかというふうに思うんですけれどもね。

企画課長 予算の措置につきましては、年に2回というのは会議の中で回数が増えてまいりますれば、当然、補正予算を組みまして、開催してやっていただきます。ただ、今回につきましては、3月にここで開催しますので、ただし、4月、5月に開くという予定はないのではないかというふうな見込みもございまして、当初は載っておりましたけれども、暫定予算の関係で事務局の方で2回につきましては要求をしなかったということでございます。

水谷委員 すみません。予算のことでもう1つ聞きたいんですけども、今年度は3回の予算がとってあったけれども、実際は2回しかやらなかったというか、そのあと1回の予算はどこへいってしまうんですか。すみません、すごい素朴な質問で。

企画課長 会計年度の原則がございまして、16年度の予算につきましては3月31日までに執行するというのでございますから、3回分とってありますとしましても、2回で終われば、それは不用額というふうなことで返してしまうわけです。

水谷委員 一般会計みたいなのところに戻るんですか。

企画課長補佐 というか、一般会計の中で執行しなかったお金という扱いになります。

室井委員長 むだに使っているわけじゃないので、いいんじゃないですか。

水谷委員 それが道路になったりするんなら、ちょっと嫌だなと思って。

室井委員長 そんなことはないでしょう。しかしながら、今の件につきましては、条例には余りどこにも書いていないような事項なので、何とも議論をしづらいところがございますが、当面しかし予算の問題は、これはやむを得ないということもありますし、今、このままもう推移するしかないという状況ですね。ということで、まことに、今後、こういったことがないような運営をするということ、そのように提言というか、そのようにいたしまして、今年度につきましては、当面、7月以降で、少なくとも2回分ぐらいは大丈夫だろうということですね。なので、ちょっとあきますけれども。

野瀬委員 すみません。ちょっとやっぱり納得ができないのが、3月にやったから必要ないんじゃないかという、その理由というのは、どういう理由なんですか。3月にやったから4月、5月は必要ないということですか。

室井委員長 私が最初伺ったところでは、もともと年に2回ぐらいというふうに聞いていたものでございまして、3月にやれば、年2回だとすれば、4月、5月というのは、当面は要らないかなという。ただし、今日、たくさん議論が出ましたけれども、もし仕事、任務、役割がたくさんあるということであれば、それは見直していくということは将来的にはあり得ると思いますが、当面はこれは予算がかかっていますから、予定されたのは年2～3回程度だということの含みで、多分そのように言われたんじゃないかと思うんですね。

尹委員 年2回は、予算が制限がありますから、これに従うしかないですけれども、逆に言うと、今回、私、感じたのは、資料を出してもらうのは非常にいいと思う。これが市民に明らかになることは非常に大事なことです。案外この委員会の本筋かもしれないと思いますので、今回議論になった、特に条例が根拠なのか、あるいは要綱が根拠なのか、あるいは根拠がないのか



みたいな、ちょっと大変かと思えますけれども、せっかく時間があくわけですから、その辺の一覧表をつくっていただいて、この根拠は何なのかというものを次回にでも出していただければ、ちょうどいいのかなという気もしております。ちょっと大変かもしれませんが、事務局の方、多分、それは非常に役立つことになるかと思えます。

室井委員長 ちょっと日程のことになるんですが、今、気づいたことがあって、申しわけないんですけども、今、先生が言われたんですが、資料を全部公開するんですか。ということにしましたね、さっき、ホームページ上で。

企画課長 会議録につきましては公開ですけれども、資料につきましては、できればホームページに出したいとは考えていますけれども。ただ、個人情報、附属機関の委員につきましては、名前は公表するということになっていまして、既にホームページ上に審議会の委員の名前につきましては載っておりますので問題はないと思います。

室井委員長 どうもすみません、余計なことを申しまして。

では、本題に戻りまして、次回の日程ですが、7月ということですが、早目に決めておいた方がいいということはあるんですが。やはり時間は6時半ということですね。6時半からでよろしいでしょうか。今日は井村委員でしたかね、もっと遅い方がいいと言われていたのは。それから、水谷委員も6時半ごろがいいということでしたかね。

水谷委員 すみません。今日、おくれてきました。

室井委員長 やっぱり6時より6時半。

水谷委員 いえ、私は早い方がいいと言ったんですが。

室井委員長 井村委員は6時半ぐらいがいいということですね。時間の方は6時半で、じゃあいいですか、今回くらいということで。

(異議なし)

室井委員長 では、日付の方ですけれども、いかがいたしましょうか。

水谷委員 夏休みに入る前にしてください。

野瀬委員 早目をお願いします。子供たちの関係で後半はちょっといない可能性も。

室井委員長 では、7月の初旬でよろしいですか。

尹先生は曜日的には何か。

尹委員 大丈夫です。

室井委員長 では、7月の5日あたり、いかがでしょうか。火曜日です。火曜じゃまずいですか。

尹委員 いいです。

室井委員長 よろしいですか。では、7月5日の火曜日、6時半からということで予定をしたいと思います。では、日程の方は、これによって決めましたということにしたいと思います。

では、本日は、これをもって閉会いたします。

どうもお疲れさまでした。

(午後8時08分閉会)

### 市民参加推進会議の会議録公開について

#### 1 校正の手順

録音テープの引渡し後、1週間で第1稿が納入される。(10日)

第1回校正の後、校正原稿の引渡し後、5日間で第2稿が納入される。(12日)

第2回校正の後、各委員に発言内容確認のため第2稿修正原稿を送付する。(5日)

各委員から訂正等の連絡を受ける。(7日)

委員長が最終校正の確認を行い校正原稿の引渡し後、5日間で会議録が納入される。(10日)

#### 2 会議録の公開

情報公開コーナー、議会図書室及び図書館本館に会議録を送付する。

ホームページ上で会議録を公開する。

速やかな会議録公開のため、次回の会議で会議録の内容について最終確認を行うのではなく、各委員からの訂正については委員長が確認し、会議録を確定することとする。

## 1 平成17年度中において新たに設置予定の審議会等

名 称	公募予定 人数(人)	公募予定時期
小金井市地域情報化推進委員会	3	未定
東小金井駅北口まちづくり協議会(未定)	未定	未定

## 2 平成17年度中において公募委員の募集が予定されている審議会等

名 称	公募予定 人数(人)	公募予定時期
小金井市男女平等推進審議会	5	平成17年8月
小金井市行財政改革市民会議	3	平成17年9月又は10月
小金井市情報公開・個人情報保護審議会	3	平成17年9月
特別職報酬等審議会	未定	未定
小金井市児童福祉審議会	3	平成17年7月
小金井市子ども家庭支援センター運営協議会	2	平成18年1月
小金井市児童館運営審議会	3	平成17年4月又は5月
小金井市市民健康づくり審議会	2	平成17年12月
小金井市奨学資金運営委員会	3	平成17年3月
小金井市社会教育委員の会議	3	平成17年6月
小金井市図書館協議会	3	平成17年11月
小金井市公民館運営審議会委員	3	平成17年7月又は8月

## 委員兼任名簿(3附属機関以上)

名 称	氏 名
小金井市消防団運営審議会	伊藤 隆文
小金井市駅周辺放置自転車対策協議会	伊藤 隆文
小金井市国民健康保険運営協議会	伊藤 隆文
小金井市民生委員推せん会	大澤 廣助
小金井市地域福祉計画策定委員会	大澤 廣助
高齢者在宅介護支援センター運営協議会	大澤 廣助
小金井市青少年問題協議会	大澤 廣助
介護保険運営協議会	金光 寛承
小金井市市民健康づくり審議会	金光 寛承
小金井市予防接種健康被害調査委員会	金光 寛承
小金井市国民健康保険運営協議会	菊田 隆夫
小金井市市民健康づくり審議会	菊田 隆夫
小金井市在宅歯科診療事業連絡協議会	菊田 隆夫
小金井市交通安全推進協議会	土屋 一治
小金井市駅周辺放置自転車対策協議会	土屋 一治
小金井市市誌編さん委員会	土屋 一治
小金井市交通安全推進協議会	野口 和史
小金井市駅周辺放置自転車対策協議会	野口 和史
東小金井駅北口まちづくり協議会	野口 和史
小金井市民生委員推せん会	芳須 保行
高齢者在宅介護支援センター運営協議会	芳須 保行
小金井市市民健康づくり審議会	芳須 保行
小金井市青少年問題協議会	芳須 保行
小金井市防災会議	石坂 淳一
小金井市交通安全推進協議会	石坂 淳一
小金井市駅周辺放置自転車対策協議会	石坂 淳一
小金井市青少年問題協議会	石坂 淳一
小金井市都市計画審議会	石坂 淳一

名 称	氏 名
小金井市消防団運営審議会	加藤 秀之
小金井市防災会議	加藤 秀之
小金井市交通安全推進協議会	加藤 秀之
小金井市駅周辺放置自転車対策協議会	加藤 秀之
小金井市都市計画審議会	加藤 秀之
小金井市防災会議	百濟 さち
小金井市市民健康づくり審議会	百濟 さち
小金井市予防接種健康被害調査委員会	百濟 さち
小金井市青少年問題協議会	百濟 さち
小金井市男女平等推進審議会	原武 茂雄
小金井市青少年問題協議会	原武 茂雄
小金井市社会教育委員の会議	原武 茂雄
小金井市消防団運営審議会	大久保 伸親
小金井市防災会議	大久保 伸親
小金井市予防接種健康被害調査委員会	大久保 伸親
小金井市青少年問題協議会	大久保 伸親
JR中央本線連続立体交差事業関連まちづくり委員会	大久保 伸親
小金井市市誌編さん委員会	大久保 伸親
小金井市防災会議	谷垣 十四雄
小金井市青少年問題協議会	谷垣 十四雄
小金井市市誌編さん委員会	谷垣 十四雄
市民参加推進会議	吉岡 伸一
小金井市防災会議	吉岡 伸一
小金井市青少年問題協議会	吉岡 伸一
小金井市防災会議	工藤 章男
小金井市地域福祉計画策定委員会	工藤 章男
高齢者在宅介護支援センター運営協議会	工藤 章男
小金井市在宅歯科診療事業連絡協議会	工藤 章男
小金井市予防接種健康被害調査委員会	工藤 章男
小金井市母子保健連絡協議会	阿部 雅規
小金井市子ども家庭支援センター運営協議会	阿部 雅規
小金井市青少年問題協議会	阿部 雅規
小金井市児童館運営審議会	阿部 雅規

## 市民参加条例対象附属機関等委員の任期一覧

NO	附属機関等の名称	担当課	任期	改選の時期	委員数				任期数内訳			
					現員数	男性	女性	公募市民	1期	2期	3期	4期以上
1	市民参加推進会議	企画課	2年	平成19年1月	12	9	3	6	12			
2	小金井市男女平等推進審議会	広報広聴課	2年	平成17年10月	10	3	7	5	10			
3	小金井市行財政改革市民会議	行政管理課	2年	平成17年11月	9	7	2	3	6	1	2	
4	小金井市情報公開・個人情報保護審査会	総務課	2年	平成17年10月	5	3	2	0	3	1		1
5	小金井市情報公開・個人情報保護審議会	総務課	2年	平成17年10月	11	7	4	2	4	4	1	2
6	小金井市消防団運営審議会	防災交通課	2年	平成17年6月	11	10	1	0	4	2	2	3
7	小金井市防災会議	防災交通課	2年	平成18年12月	21	20	1	0	2	12	5	2
8	小金井市交通安全推進協議会	防災交通課	2年	平成18年5月	20	18	2	0	6	8	1	5
9	小金井市駅周辺放置自転車対策協議会	防災交通課	2年	平成17年10月	27	25	2	0	13	5	3	6
10	小金井市特別職報酬等審議会	職員課	2年	平成17年8月	10	7	3	0	2	6	2	
11	公務災害補償等審査会	職員課	3年	平成19年11月	3	3	0	0	1			2
12	(仮称)小金井市立美術館管理運営実施計画検討委員会	市民文化課	H18.3.31まで		10	7	3	3	10			
13	小金井市小口事業資金融資審議会	経済課	2年	平成17年4月	6	5	1	0	2	1		3
14	小金井市消費生活審議会	経済課	2年	平成18年10月	7	6	1	2	2	2	1	2
15	小金井市国民健康保険運営協議会	保険年金課	2年	平成19年1月	17	12	5	5	2	7	4	4
16	小金井市緑地保全対策審議会	環境政策課	2年	平成18年10月	10	0	0	4				
17	小金井市環境基本計画策定委員会	環境政策課	H17.10.31まで		10	8	2	4	10			
18	小金井市環境審議会	環境政策課	2年	平成18年3月	10	8	2	4	10			
19	小金井市地下水及び湧水に係る専門家会議	環境政策課	H17.6.30まで		4	3	1	0	4			
20	小金井市廃棄物減量等推進審議会	ごみ対策課	2年	平成18年7月	15	11	4	5	13	2		
21	小金井市リサイクル会議	ごみ対策課	H17.3.31まで		15	4	11	0				
22	小金井市廃棄物減量等推進員協議会	ごみ対策課	2年	平成18年4月	88	43	45	0	44	19	13	12
23	小金井市民生委員推せん会	福祉推進課	3年	平成19年10月	7	5	2	0	1	4	1	1
24	小金井市地域福祉計画策定委員会	福祉推進課	H17.3.31まで		12	9	3	3				
25	小金井市障害者計画策定懇談会	障害福祉課	H17.3.31まで		10	5	5	3				
26	小金井市介護保険運営協議会	介護福祉課	3年	平成18年10月	10	6	4	4	2	8		
27	小金井市介護認定審査会	介護福祉課	1年ほか	平成17年4月	40	22	15	0				

## 市民参加条例対象附属機関等委員の任期一覧

NO	附属機関等の名称	担当課	任期	改選の時期	委員数				任期数内訳			
					現員数	男性	女性	公 募 市 民	1期	2期	3期	4期 以上
28	高齢者在宅介護支援センター運営協議会	介護福祉課	2年	平成17年4月	15	9	6	0	9	2	4	
29	小金井市市民健康づくり審議会	健康課	2年	平成18年2月	15	12	3	2	4	3	1	7
30	小金井市母子保健連絡協議会	健康課	2年	平成18年2月	8	5	3	0	1	1	4	2
31	小金井市在宅歯科診療事業連絡協議会	健康課	2年	平成18年4月	8	7	1	0	2		1	5
32	小金井市予防接種健康被害調査委員会	健康課	2年	平成18年4月	6	5	1	0	2	1	2	1
33	小金井市児童福祉審議会	子育て支援課	2年	平成17年9月	11	4	7	3	11			
34	「のびゆくこどもプラン 小金井」推進市民会議	子育て支援課	H17.8.27まで		10	3	7	3	3	7		
35	小金井市子ども家庭支援センター運営協議会	子育て支援課	2年	平成18年3月	10	2	8	2	10			
36	小金井市子どもの権利条例策定委員会	児童青少年課	2年	平成17年9月	10	7	3	3	10			
37	小金井市青少年問題協議会	児童青少年課	2年	平成17年7月	25	18	7	0	15	5	5	
38	小金井市児童館運営審議会	児童青少年課	2年	平成17年7月	12	6	6	0	7	2	2	1
39	小金井市青少年の育成環境審議会	児童青少年課	2年	平成17年3月	10	9	1	0	7	2	1	
40	小金井市都市計画審議会	計画課	2年	平成18年10月	19	16	3	0	13	2	3	1
41	(仮称)小金井市まちづくり条例策定委員会	計画課	H17.3.31まで		10	8	2	3				
42	JR中央本線連続立体交差事業関連まちづくり委員会	計画課	3年	平成18年11月	10	9	1	2	2	8		
43	東小金井駅北口まちづくり協議会	区画整理課	H17.3.31まで		16	14	2	14				
44	小金井市奨学資金運営委員会	庶務課	2年	平成17年5月	8	4	4	0		6	1	1
45	小金井市社会教育委員の会議	生涯学習課	2年	平成17年9月	10	5	5	0	3	4	1	2
46	小金井市青少年委員の会議	生涯学習課	H17.3.31まで		18	8	9	0				
47	小金井市学校外活動推進協議会	生涯学習課	H17.3.31まで		16	12	4	2				
48	小金井市文化財専門委員会	生涯学習課	2年	平成17年9月	10	9	1	0	1	9		
49	小金井市市誌編さん委員会	生涯学習課	3年	平成17年4月	5	5	0	0	2	2	1	
50	小金井市図書館協議会	図書館	2年	平成17年11月	10	5	5	0	2	5	1	2
51	公民館運営審議会	公民館	2年	平成17年9月	10	4	5	0	6	2	2	
52	公民館企画実行委員	公民館	2年	平成18年7月	36	19	17	27	22	10	4	